

◎ 個人情報保護法制度の概要

地方競馬全国協会定款の規定に基づき、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び番号利用法（平成25年度法律第27号）において、個人情報取扱事業者が遵守しなければならない旨規定された事項を、地方競馬全国協会個人情報保護規程に定め、法令の規定に即して適切な個人情報の保護を行うことにより、個人の権利利益を保護することとしました。

個人情報の取り扱いに関し、当協会が遵守しなければならない事項

1. 利用目的の特定

- (1) 個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできる限り特定します。
- (2) 利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有する範囲内で行います。
- (3) 特定個人情報（番号利用法に規定する個人番号（所謂マイナンバー）をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、その利用目的を番号利用法に規定された範囲（具体的には、社会保障及び税に関する事務）に限定します。

※ 現時点で、当協会が「対外的に」個人番号を収集する必要を要する業務は、税に関する事務として税務署に提出が義務づけられている法定調書（所謂源泉徴収票や支払調書）作成のための業務のみであり、その対象者は、当協会が直接的に支払う金銭（報酬、料金、契約金、賞金等）を受け取られた個人に限定されます。

2. 利用目的による制限

あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはしません。

（適用除外） ただし、次に掲げる場合は除きます。

- i 法令に基づく場合
- ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

※ 特定個人情報については、本人の同意を得るまでもなく、利用目的の達成に必要な範囲を超えてその情報を取り扱うことはありません。

※ 特定個人情報に関する上記適用除外項目については、iiのみが対象となります。この場合、同文章中「本人」とあるのは「本人の同意があり、又は本人」と読み替えます。

3. 適正な取得

偽りその他不正な手段で個人情報を取得することはありません。

4. 利用目的の通知等

(1) 個人情報を取得したときは、事前に利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を、本人に通知し、又は公表します。

(2) 本人から直接書面に記載された本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示します。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、利用目的を明示しません。

(3) 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的を本人に通知し、又は公表します。

(適用除外)

上記(1)、(2)及び(3)の規定は、次に掲げる場合には適用しません。

i 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

ii 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

iii 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

iv 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

※ 特定個人情報については、当然に番号利用法に定められた事務に限定して利用します。この場合を除き、当協会が特定個人情報を収集し、保管することはありません。

5. 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

6. 安全管理措置並びに従業者及び委託先の監督

個人データの漏えい防止等個人データの安全管理を期するため、必要な措置を講じ、個人データ取扱い従業者及び個人データ取扱いを外部委託する場合の当該委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

7. 第三者提供の制限

- (1) 本人の事前の同意がなければ、個人データを第三者に提供しません。
(適用除外) 次に掲げる場合を除きます。
 - i 法令に基づく場合
 - ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目及び提供の手段又は方法の変更については、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこととします。
- (3) 第三者と共同利用する個人データの項目、共同利用者の範囲、利用目的、管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くこととします。

※ 特定個人情報については、番号利用法に規定する場合以外の理由で第三者にその情報を提供することはありません。よって、上記の制限も存在しません。

8. 保有個人データに関する事項の公表等

保有個人データに関し、次に掲げる事項については本人の知り得る状態に置くこととします。

- (1) 個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的
- (3) 本人に係る保有個人データに関する開示等の請求の受付及び手数料の額
- (4) 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

本人に係る保有個人データについての開示請求等の制度

○ 開示請求

1. 開示請求に係る対応原則

保有個人データに係る本人から当該保有個人データの開示請求があった場合は、法人文書に記録された当該保有個人データを開示します。

法人文書とは、業務の用に供するために作成した文書をいい、電磁的記録、磁氣的記録など人の知覚によっては認識できない媒体により作成保存されているものも含まれます。

(適用除外)

次に掲げる場合には、個人情報取扱事業者は、開示請求のあった個人データの全部又は一部を開示しません。

- i 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ii 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- iii 他の法令に違反することとなる場合

2. 開示請求の方法

(1) 開示請求書

開示請求書（様式は別掲）に必要事項を記入し、総務課に提出するか、総務課あてに郵送してください。

(2) 開示請求手数料

開示請求をする場合には、開示請求手数料として、300円が必要です。納付の方法は、次に掲げるもののいずれかです。

- ① 現金……当協会の事務所で直接納付するか、現金書留で郵送する。
- ② 振込み……当協会が指定する金融機関の預金口座へ振り込む。
- ③ 定額小為替証書……郵便局で販売している定額小為替証書を当協会の事務所で直接提出するか書留で郵送する。

3. 開示請求に対する措置及び通知

(1) 開示の通知及び開示の実施

① 通知

開示請求に基づいて保有個人データを開示する場合は、その旨を開示請求者に文書で通知します。

② 開示の実施

開示は、法人文書に記録された個人データを用紙に出力した書面を交付する方法で実施します。

③ 開示実施手数料及び送料

書面を交付する場合、用紙（B4版以下のサイズ）30枚を超えるときは、その超える部分について用紙1枚につき10円の開示実施手数料を納めていただきます。

なお、希望があれば、書面を送付しますが、送料は本人負担となりますので、ご承知置き願います。

(2) 不開示決定又は部分開示決定の通知

① 決定及び通知

開示請求のあった個人データが次に掲げる場合に該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことを決定し、文書で通知します。

ア 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ウ 他の法令に違反することとなる場合

② 開示実施手数料及び送料

開示の実施を受ける場合には、開示実施手数料が必要になります。開示通知書に開示実施手数料の見込額等を記載しますので、所要額を納付してください。納付の方法は、開示請求手数料と同じです。

(3) 通知の期限

(1)及び(2)に掲げる通知は、原則として開示請求のあった日の翌日から起算して30日以内に行います。特別な事情により前記の期間内に通知できない場合はその理由、通知できる時期を別途通知します。

○ 訂正等請求

1. 訂正等請求に係る対応原則

保有個人データに係る本人から、当該個人データの内容が事実でないという理由により、その訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正等を行います。

2. 訂正等請求の方法

訂正等請求書（様式は別掲）に必要事項を記入し、総務課に提出するか、総務課あてに郵送してください。

3. 訂正等請求に対する措置及び通知

(1) 訂正等の実施及び通知

① 1の調査の結果、請求に係る個人データの内容が事実でないことが判明した場合は、個人データの内容が正確な内容となるよう訂正等を行います。

② 訂正等を実施する場合は、訂正の内容及び方法について、訂正等請求者に通

知します。

(2) 訂正等請求の全部又は一部に応じない旨の決定及び通知

- ① 1の調査の結果、個人データの内容が事実と相違ないことが判明した場合は、訂正等を行わない旨を決定（個人データの内容の一部が事実と相違なく、他の部分が事実と相違している場合は、当該事実と相違ない部分の訂正等を行わない旨を決定）します。
- ② ①の決定をしたことについて、訂正等請求者に文書で通知します。

(3) 通知期限

(1)及び(2)に掲げる通知は、原則として開示請求のあった日の翌日から起算して30日以内に行います。特別な事情により前記の期間内に通知できない場合はその理由、通知できる時期を別途通知します。

○ 利用停止等請求

1. 利用停止等請求に係る対応原則

保有個人データに係る本人から、当該個人データが本人の同意を得ないで利用目的達成に必要な範囲を超えて取り扱われているという理由により、その利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて利用停止等を行います。

2. 利用停止等請求の方法

利用停止等請求書（様式は別掲）に必要事項を記入し、総務課に提出するか、総務課あてに郵送してください。

3. 利用停止等請求に対する措置及び通知

(1) 利用停止等の実施及び通知

- ① 請求に係る個人データが本人の同意を得ることなく利用目的達成に必要な範囲を超えて取り扱われていることが判明した場合は、個人データの利用停止等を行います。
- ② 利用停止等を実施する場合は、利用停止の方法について、利用停止等請求者に通知します。

(2) 利用停止等請求の全部又は一部に応じない旨の決定及び通知

- ① 1の調査の結果、個人データが本人の同意を得ることなく利用目的達成に必要な範囲を超えて取り扱われているという事実のないことが判明した場合は、利用停止等を行わない旨を決定（個人データの内容の一部について本人の同意を得ることなく利用目的達成に必要な範囲を超えて取り扱われている事実がない場合は、当該適正に取り扱われている部分の利用停止等を行わない旨を決定）します。
- ② ①の決定をしたことについて、利用停止等請求者に文書で通知します。

(3) 通知期限

(1)及び(2)に掲げる通知は、原則として開示請求のあった日の翌日から起算して30日以内に行います。特別な事情により前記の期間内に通知できない場合はその理由、通知できる時期を別途通知します。

○ 第三者提供停止請求

1. 第三者提供停止請求に係る対応原則

保有個人データに係る本人から、個人データが本人の同意を得ないで第三者に提供されているという理由により、第三者提供停止の請求があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて第三者提供を停止します。

(適用除外)

ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

2. 第三者提供停止請求の方法

第三者提供停止請求書(様式は別掲)に必要事項を記入し、総務課に提出するか、総務課あてに郵送してください。

3. 第三者提供停止請求に対する措置及び通知

(1) 第三者提供停止の実施及び通知

① 請求に係る個人データが本人の同意を得ることなく第三者に提供されていることが判明した場合は、第三者提供を停止します。

② 第三者提供を停止する場合は、第三者提供停止等請求者に通知します。

(2) 第三者提供停止請求の全部又は一部に応じない旨の決定及び通知

① 1ただし書きに掲げる適用除外事由に該当する場合、個人データが本人の同意を得ることなく第三者に提供されているという事実のないことが判明した場合は、第三者提供停止は行わない旨を決定(個人データの内容の一部について本人の同意を得ることなく第三者提供されている事実がない場合は、当該適正に取り扱われている部分の第三者提供停止を行わない旨を決定)します。

② ①の決定をしたことについて、第三者提供停止請求者に文書で通知します。

(3) 通知期限

(1)及び(2)に掲げる通知は、原則として開示請求のあった日の翌日から起算して30日以内に行います。特別な事情により前記の期間内に通知できない場合はその理由、通知できる時期を別途通知します。

◆ 請求窓口

総務部総務課です。総務課では、個人情報保護制度等に関するご案内や必要な情報の提供を行います。

地方競馬全国協会総務部総務課

電話 03-3583-6847

○ 地方競馬全国協会個人情報保護規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の地方競馬全国協会（以下「協会」という。）における適正な実施を図るため、協会における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、協会の業務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、協会がその情報を保有する個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 個人情報を五十音順、生年月日順その他の一定の規則に従つて整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

3 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この規程において「保有個人データ」とは、協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するデータであつて、次の各号に掲げるもの以外のものをいう。

一 当該保有個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害される次に掲げるもの

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

二 六月以内に消去するもの

- 5 この規程において「特定個人情報」とは、第三項に規定する「個人データ」のうち、個人番号（番号利用法第二章に規定する個人番号をいう。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 6 この規程において個人情報についての「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 個人情報取得手続

（利用目的の特定）

第三条 協会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

（特定個人情報の利用目的の特定）

第三条の二 特定個人情報の利用目的は、次の各号に掲げる事務の範囲内とする。

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に基づく給与所得、退職所得の源泉徴収票作成提出事務
- 二 所得税法に基づく報酬・料金等の支払調書作成提出事務
- 三 所得税法に基づく不動産の利用料等の支払調書作成提出事務
- 四 所得税法に基づく不動産の譲り受けの対価の支払調書作成提出事務
- 五 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に基づく雇用保険被保険者関係届出事務
- 六 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく健康保険被保険者関係及び厚生年金保険被保険者関係の届出事務
- 七 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）に基づく財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する申込書に係る金融機関への提出経由事務

（利用目的による制限）

第四条 協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三条及び前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（特定個人情報の利用目的による制限の特例）

第四条の二 特定個人情報についての前条第一項の規定の適用については、「あらかじめ本人の同意を得ないで、第三条及び前条」とあるのは「第三条及び前条」とする。

2 特定個人情報についての前条第二項の規定の適用については、第二号のみを次に掲げる場合として適用するものとし、同号中「本人」とあるのは「本人の同意があり、又は本人」とする。

(特定個人情報の収集等の制限)

第四条の三 協会の役員及び職員その他協会の業務に従事する者(以下「役職員等」という。)は、第三条の二各号のいずれかに掲げる事務を利用目的とする場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(適正な取得)

第五条 協会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第六条 協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 協会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第三章 個人情報管理

(特定個人情報ファイル作成制限の特例)

第六条の二 役職員等は、番号利用法第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番

号利用事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報データベース等をいう。）を作成してはならない。

（正確性の確保）

第七条 協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

（安全管理措置）

第八条 協会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理措置のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報取扱に関する監督）

第九条 協会は、役職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該これらの者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

（委託先の監督）

第十条 協会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 前項の委託をするに当たっては、委託契約等において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 委託を受けた者における第八条に規定する安全管理措置に関する事項
 - 二 委託を受けた者（その従業者を含む。）の秘密保持に関する事項
 - 三 再委託がある場合はその条件及び再委託を受けた者の監督に関する事項
- （役職員等の義務）

第十一条 役職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（個人情報の管理体制等）

第十二条 保有個人情報の管理に関する事務を総括する総括保護管理者の設置その他の個人情報の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（第三者提供の制限）

第十三条 協会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を求めることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者がその業務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 協会は、第三者に提供される個人データについて、本人の請求に応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の請求に応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 協会は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 協会は、前項第二号に規定する利用する者の利用目的又は当該個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

6 前四項に規定する本人への通知は、書面又は口頭により行うものとし、本人が容易に知り得る状態に置く措置は、事業所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

(特定個人情報に係る第三者提供制限の特例)

第十三条の二 特定個人情報は、番号利用法に規定する場合以外の理由で第三者に提供してはならないものとし、前条の規定は適用しない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第十四条 協会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、事務所における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により本人の知り得る状態（本人の請求に応じて回答する場合を含む。）に置くものとする。

- 一 すべての保有個人データの利用目的（第六条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 二 次項、次条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による請求に応じる手続及び第二十一条の規定に基づく手数料及び送料の額
 - 三 協会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知の請求があったときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第六条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 協会は、前項の請求について保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第四章 開示、訂正及び利用停止等

（開示）

第十五条 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求があったときは、本人に対し、書面の交付により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないものとする。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 協会は、前項の規定に基づき請求された保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第十六条 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）の請求があった場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 協会は、前項の規定に基づき請求された保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。
（利用停止等）

第十七条 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第四条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第五条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）の請求があった場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 協会は、前項の規定に基づき請求された保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
（第三者提供停止）

第十八条 協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求された場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 協会は、前項の規定に基づき請求された保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
（特定個人情報の第三者提供停止の特例）

第十八条の二 特定個人情報についての前条第一項の規定の適用については、同項中「第十三条第一項」とあるのは「番号利用法第十九条」とする。
（理由の説明）

第十九条 協会は、第十四条第三項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項又は第十八条第二項の規定により、本人から請求のあった措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を決定してその旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を決定してその旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。
（開示等の求めに応じる手続）

第二十条 第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による請求（以下「開示等の請求」という。）を受け付ける方法については、細則で定める。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求を行わなければならない。

2 協会は、本人に対し、開示等の請求に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、協会は、本人が容易かつ的確に開示等の請求をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 開示等の請求は、次に掲げる代理人によってすることができる。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の請求をすることにつき本人が委任した代理人
（請求に係る可否決定及びその期間）

第二十一条 第十四条第二項に規定する利用目的の通知及び第十五条第一項に規定する開示の実施に係る通知並びに第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項に規定する通知は、細則で定める書面により行うものとする。

2 前項の通知は、開示等の請求に係る請求書を受付けた日の翌日から起算して三十日以内にするものとする。この場合において、細則で定める開示等の請求に際して必要な書類の不備について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は算入しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合においては、開示等の請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

（手数料及び送料）

第二十二条 第十五条第一項の規定による開示の請求をする者又は法人文書に記録された個人情報データの開示を受ける者は理事長が別に定める額の当該請求に係る手数料及び当該請求に係る措置の実施に係る手数料を理事長が別に定めるところにより協会に納めなければならないものとする。

2 法人文書に記録された個人情報データの開示を受ける者は、理事長が別に定めるところにより送付に要する費用を納付して当該個人情報データの記録の写しの送付を求めることができる。

第五章 雑則

（個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善）

第二十三条 協会は、個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善を行うものとする。

（苦情の処理）

第二十四条 協会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(漏えい等が発生した場合の対応)

第二十五条 協会は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知するものとする。

2 協会は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表するものとする。

3 協会は、個人情報の漏えい等が発生した場合は事実関係、発生原因及び対応策を農林水産省に直ちに報告するものとする。

(委任)

第二十六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成二十年一月一日から実施する。

2 この規約の実施の日の前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）に基づき協会がした行為及び協会に対してなされた行為については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成二十七年十一月一日から実施する。

○ 地方競馬全国協会個人情報開示等実施細則

(目的)

第一条 この細則は、地方競馬全国協会個人情報保護規程（平成十九年規約第六号。以下「規程」という。）の規定に基づき地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の保有個人データ（以下「保有個人データ」という。）の開示等の請求の請求の手続について必要な事項を定め、保有個人データの開示請求等の円滑な実施を図ることを目的とする。

（保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先等）

第二条 規程第十四条第一項第三号に規定する協会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先は総務部総務課とする。

2 前項に定めるもののほか、開示等の請求、個人情報の保護に関する相談及び照会等の受けの窓口（以下「受付窓口」という。）は、総務部総務課とする。

（保有個人データの開示の書面）

第三条 規程第十五条第一項に規定する書面は、保有個人データが記録されている法人文書の保存媒体に応じて別に定める方法により当該保有個人データの内容を紙に印字又は印画したものとする。

（請求方法）

第四条 規程第二十条第一項に規定する開示等の請求の方法は、次の各号に掲げる請求に応じて当該各号に定める書類の受付窓口への直接又は送付による提出とする。

- 一 規程第十四条第二項の保有個人データの利用目的の通知の請求 保有個人データ利用目的通知請求書
- 二 規程第十五条第一項の保有個人データの開示の請求 保有個人データ開示請求書
- 三 規程第十六条第一項の保有個人データの訂正等の請求 保有個人データ訂正等請求書
- 四 規程第十七条第一項の保有個人データの利用停止等の請求 保有個人データ利用停止等請求書
- 五 規程第十八条第一項の保有個人データの第三者への提供の停止の請求 保有個人データ第三者提供停止請求書

2 前項各号の請求書の様式は、別に定める。

（本人確認書類）

第五条 前条第一項各号に規定する請求を受付窓口において直接行う場合は、自己が当該請求に係る保有個人データの本人であることを証明する次に掲げる書類（以下「本人確認書類」という。）のいずれかを持参して提示するものとする。

- 一 運転免許証
- 二 健康保険の被保険者証
- 三 住民基本台帳カード

四 旅券（パスポート）

五 外国人登録証明書

六 年金手帳

七 前各号に掲げるもののほか、請求者が本人であることを確認することができるもの

2 前条第一項各号に掲げる請求を受付窓口への書類の送付により行う場合には、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機で複写したもの及び開示等の請求を行う者の住民票の写しまたは外国人登録原票の写し（開示等の求めをする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を開示等の請求書と併せて提出しなければならないものとする。

（代理人による請求）

第六条 規程第二十条第三項に基づき開示等の請求を代理人が行う場合は、第四条第一項各号に掲げる請求書及び本人確認書類に加え、代理人であることを証明する次に掲げる書類を直接又は送付により受付窓口へ提出しなければならないものとする。

一 代理人の運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、外国人登録証明書又は年金手帳のうちいずれか一点を複写したもの（氏名等明らかであるもの）

二 代理人の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（請求をする日前三十日以内に発行されたもの。）

三 代理権を証明するための委任状その他代理権の存在を証明できる書類

2 代理人によって行われた請求に対する通知は、代理人に対して行うものとする。

（開示等の請求に対する措置の通知に係る書面）

第七条 規程第二十一条第一項に規定する書面は、第四条第一項各号に掲げる請求に係る措置につき、その全部の措置を講ずることとした場合の通知にあっては、次の各号に掲げる措置に応じて当該各号に定める書面とする。

一 第四条第一項第一号の請求に基づく保有個人データの利用目的の通知 保有個人データ利用目的通知書

二 第四条第一項第二号の請求に基づく保有個人データの開示の実施 保有個人データ開示通知書

三 第四条第一項第三号の請求に基づく保有個人データの内容の訂正、追加又は削除 保有個人データ訂正等通知書

四 第四条第一項第四号の請求に基づく保有個人データの利用の停止又は保有個人データの消去 保有個人データ利用停止等通知書

五 第四条第一項第五号の請求に基づく保有個人データの第三者への提供の停止 保有個人データ第三者提供停止通知書

2 規程第二十一条第一項に規定する書面は、第四条第一項各号に掲げる請求に係る措置につき、その全部又は一部の措置を講じない旨の決定をしたときは、次の各号に掲げる決定に応じて当該各号に定める書面とする。

- 一 第四条第一項第一号の請求に対する保有個人データの利用目的の通知をしない旨の決定 保有個人データ利用目的非通知決定通知書
 - 二 第四条第一項第二号の請求に対する保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定 保有個人データ不開示決定通知書又は保有個人データ部分開示決定通知書
 - 三 第四条第一項第三号の請求に対する保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行わない旨の決定 保有個人データ訂正等をしない旨の決定通知書又は保有個人データ部分訂正等決定通知書
 - 四 第四条第一項第四号の請求に対する保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行わない旨の決定 保有個人データ利用停止等をしない旨の決定通知書又は保有個人データ部分利用停止等決定通知書
 - 五 第四条第一項第五号の請求に対する保有個人データの全部又は一部について第三者への提供を停止しない旨の決定 保有個人データ第三者提供停止をしない旨の決定通知書又は保有個人データ部分第三者提供停止決定通知書
- 3 前二項各号に規定する書面及び規程第二十一条第三項に規定する書面に記載すべき事項及び当該これらの書面の様式は、別に定める。

(開示等の請求に関して取得した個人情報の利用目的)

第八条 協会は、開示等の請求に関して取得した個人情報について、この細則の適用に必要な範囲で取り扱うものとする。

(委任)

第九条 この細則に定めるもののほか、協会の保有する個人情報の開示等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この達は、平成二十年一月一日から実施する。
- 2 この達の実施の日の前に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）に基づき協会がした行為及び協会に対してなされた行為については、なお従前の例による。

附 則

この達は、平成二十七年十一月一日から実施する。